

# 明治安田生命保険相互会社

2020年度

〔 2020年4月 1日  
2021年3月31日 〕

監査報告書

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結包括利益計算書

連結キャッシュ・フロー計算書

連結基金等変動計算書

内部統制報告書

有限責任 あづさ監査法人

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年5月20日

明治安田生命保険相互会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

金井 沢治



指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

熊木 幸雄



指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

小林 広樹



### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、明治安田生命保険相互会社の2020年4月1日から2021年3月31までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田生命保険相互会社及び連結子法人等の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

明治安田生命保険相互会社の責任準備金の積み立ての十分性

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>明治安田生命保険相互会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、責任準備金35,297,785百万円が計上されている。当該責任準備金には、連結親会社である明治安田生命保険相互会社の責任準備金32,802,306百万円が計上されており、負債及び純資産の部合計の71.3%に相当する重要な割合を占めている。この責任準備金には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、1999年4月1日以前に契約を締結した個人年金保険契約について、予定利率2.0%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額について当連結会計年度に積み立てた追加の責任準備金608,713百万円が含まれる。</p>	<p>当監査法人は、明治安田生命保険相互会社の責任準備金の計上額の十分性に関する判断の妥当性について、主に以下の監査手続を実施した。</p>
<p>明治安田生命保険相互会社の連結財務諸表の連結貸借対照表の注記11.に記載のとおり、明治安田生命保険相互会社の責任準備金には、保険業法第116条の規定に基づき、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、金融庁に認可を受けた保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき保険数理計算により算出した額が計上されている。</p> <p>この責任準備金積み立て額の十分性を確認するために保険計理人は将来収支分析及び第三分野保険のストレステストを実施する必要がある。また、保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき積み立てられた責任準備金において、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づく追加の責任準備金（以下、「追加責任準備金」という。）を計上する必要があるが、これらの実施に際しては保険数理に関する高度な専門性が求められると共に、経営者による責任準備金の積み立ての十分性の確認には重要な判断を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、明治安田生命保険相互会社の責任準備金の積み立ての十分性に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>保険業法第116条の規定に基づく責任準備金の計上に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、経営者が保険計理人の意見書の報告を受け、責任準備金の積み立ての十分性について確認するための統制に焦点を当てた。</p> <p>また、責任準備金の積み立ての十分性を確認するテスト（将来収支分析及び第三分野保険のストレステスト）及び追加責任準備金の計上に関する判断について、当監査法人の保険数理の専門家も関与させ、以下の手続を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・責任準備金の積み立ての十分性を確認するテストが関連する法令、「生命保険会社の保険計理人の実務基準」（公益社団法人 日本アクチュアリーアカデミー）及び社内規程に基づいて適切に行われているかを確認し、過年度の計算結果と比較した。</li> <li>・保険計理人に対して質問し、保険計理人の意見書及び附属報告書等における保険計理人の意見の内容（当連結会計年度に積み立てた追加責任準備金を含む）の検討を行った。</li> <li>・取締役会議事録を閲覧し、当連結会計年度に積み立てた追加責任準備金の対象となる保険契約の範囲及び計上時期に係る経営者の判断について、直近の経済環境等と照らして合理性を検討した。</li> <li>・上記追加責任準備金に係る保険料及び責任準備金の算出方法書が金融庁に認可を受けていることを確認し、抽出した保険契約について追加責任準備金計上額が保険料及び責任準備金の算出方法書に準拠して計上されていることを確認した。</li> </ul>

StanCorpの団体保険事業における長期就業不能者の将来給付に対する支払備金の評価の妥当性

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>明治安田生命保険相互会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、支払備金 708,582百万円が計上されている。当該支払備金には、StanCorp Financial Group, Inc. (以下「StanCorp」という。) の支払備金 575,256百万円が計上されており、このうち、団体保険事業における長期就業不能者の将来給付に対する支払備金が重要な割合を占めている。</p> <p>明治安田生命保険相互会社の連結財務諸表の連結貸借対照表の注記29. (1)に記載のとおり、StanCorpの長期就業不能者の将来給付に対する支払備金は、米国会計基準に基づき同社の連結貸借対照表日時点における未払保険金及び関連費用の現在価値の見積りに基づき算出した額が計上されている。</p> <p>当該支払備金について、同社は、積み立て額の適切性を毎期評価しているが、その評価手法の選択について保険数理に関する高度な専門知識を必要とする。また、その見積りには給付終了率等の経営者の重要な判断を伴う主要な仮定が使用されている。</p> <p>以上から、当監査法人は、StanCorpの団体保険事業における長期就業不能者の将来給付に対する支払備金の評価の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>StanCorpの団体保険事業における長期就業不能者の将来給付に対する支払備金の評価の妥当性に関して、当監査法人は、同社の監査人に監査の実施を指示し、監査手続の実施結果の報告を評価するとともに、監査調書を閲覧することで監査手続の十分性を検討し、必要に応じて追加手続を実施した。</p> <p>同社の監査人は、当監査法人の指示に基づき、関連する内部統制の整備及び適用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、同社の保険数理の専門家による給付終了率等の主要な仮定の合理性を検証するための統制に特に焦点を当てた。</p> <p>また、同社の監査人は、同社の監査人の監査事務所内における保険数理の専門家を関与させ、新型コロナウィルス感染症が及ぼす影響を考慮し、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払備金の積み立ての適切性の評価に使用する評価手法の選択について、米国会計基準に準拠しているかどうか、及び一般的な保険数理実務の慣行と整合しているかどうかを検討した。</li> <li>・支払備金の算出のための主要な仮定である給付終了率の仮定の合理性を検討した。</li> <li>・抽出した保険契約について、当該保険数理の専門家が独自に算定した積み立て額の計算結果と同社の算定額を比較した。</li> <li>・支払備金の積み立ての適切性の評価に使用した基礎資料の信頼性を評価した。</li> </ul>

StanCorpの団体保険事業に係るのれんの減損判定の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>明治安田生命保険相互会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、StanCorpの買収に係るのれん109,536百万円が計上されており、このうち、団体保険事業に係るのれんが重要な割合を占めている。</p> <p>明治安田生命保険相互会社の連結財務諸表の連結貸借対照表の注記29.(2)に記載のとおり、StanCorpの買収に係るのれんは、米国会計基準に基づきStanCorpの連結財務諸表に計上され、同社において減損の判定が行われる。</p> <p>減損判定では、まず当該のれんを含む団体保険事業の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が50%超であるかどうかの定性的要因の評価（減損の兆候判定）を行う。これに加えて、同社では業績予測を基礎とした定量的な評価を実施している。</p> <p>同社による減損判定の結果、減損損失の計上は不要と判断されているが、減損判定の基礎となる業績予測の見積りには保険料収入の伸び率、保険金給付率等の主要な仮定が使用されており、経営者の重要な判断を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、StanCorpの買収により計上された団体保険事業に係るのれんの減損判定の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>StanCorpの団体保険事業に係るのれんの減損判定の妥当性に関して、当監査法人は、同社の監査人に監査の実施を指示し、監査手続の実施結果の報告を評価するとともに、監査調書を閲覧することで監査手続の十分性を検討した。</p> <p>同社の監査人は、当監査法人の指示に基づき、団体保険事業に係るのれんの減損判定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、保険料収入の伸び率、保険金給付率等の主要な仮定の計画値に関する情報等、減損の判定に必要となる情報を漏れなく収集するための統制、及び経営者が減損判定の結果を査閲し承認する統制に特に焦点を当てた。</p> <p>また、団体保険事業に係るのれんの減損判定に関する同社の判断に対して、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減損判定に使用する保険料収入の伸び率及び保険金給付率について、経営者に対する質問及び関連資料の閲覧を実施し、米国における新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた合理性を検討した。</li> <li>・減損判定の主要な仮定である保険料収入の伸び率及び保険金給付率について当期実績と同社買収時及び直近の計画値との比較を行った。</li> <li>・減損判定に使用した保険料収入、保険金等の基礎資料と会計数値の照合を行った。</li> </ul>

StanCorpの個人就業不能保険事業に係る保有契約価値の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>明治安田生命保険相互会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、その他の無形固定資産228,986百万円が計上されている。当該無形固定資産には、StanCorpの買収に関する保有契約価値42,978百万円が含まれており、このうち、個人就業不能保険事業に係るものが重要な割合を占めている。</p> <p>明治安田生命保険相互会社の連結財務諸表の連結貸借対照表の注記29.(3)に記載のとおり、StanCorpの買収に係る保有契約価値は、同社の買収日時点で保有している保険契約から得られる将来の利益の見積現在価値であり、米国会計基準に基づき、同社の連結財務諸表に計上されている。</p> <p>当該保有契約価値は、保険料収入やその契約期間等に基づき一定期間にわたり償却されるが、保険数理計算上の仮定が悪化した場合、追加の責任準備金の計上に先立ち、保有契約価値の減価相当額が損失計上される可能性がある。このため、保有契約価値の評価は、責任準備金の積み立ての十分性に関する判断（損失認識テスト）と一体で同社による検討が行われる。なお、同社による判定の結果、減損損失の計上は不要と判断されている。</p> <p>損失認識テストの実施に当たっては、その評価手法の選択について保険数理に関する高度な専門知識を必要とする。また、当該テストに用いる将来キャッシュ・フロー等の見積りにおいては、給付発生率、給付終了率等の経営者の重要な判断を伴う主要な仮定が使用されている。</p> <p>以上から、当監査法人は、StanCorpの買収により計上された個人就業不能保険事業に係る保有契約価値の評価の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>StanCorpの個人就業不能保険事業に係る保有契約価値の評価の妥当性に関して、当監査法人は、同社の監査人に監査の実施を指示し、監査手続の実施結果についての報告を評価するとともに、監査調書を閲覧することで監査手続の十分性を検討した。</p> <p>同社の監査人は、当監査法人の指示に基づき、個人就業不能保険事業に関する損失認識テストに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、同社の保険数理の専門家による給付発生率、給付終了率等の主要な仮定の合理性を検証するための統制に、特に焦点を当てた。</p> <p>また、同社が実施した損失認識テストの結果に対して、新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響を考慮し、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同社によって実施された損失認識テストの評価手法の選択について、同社の監査人の監査事務所内における保険数理の専門家を関与させ、米国会計基準に準拠しているかどうか、及び一般的な保険数理実務の慣行と整合しているかどうかを検証した。</li> <li>同社の監査人の監査事務所内における保険数理の専門家を関与させ、損失認識テストにおいて使用されている給付発生率及び給付終了率の合理性を検討した。</li> <li>損失認識テストにおける将来キャッシュ・フロー等の見積りに使用した基礎資料の信頼性を評価した。</li> </ul>

## 連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、保険業法第110条第2項の規定に基づき、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子法人等の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要

であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### <内部統制監査>

##### 監査意見

当監査法人は、明治安田生命保険相互会社の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告とした明治安田生命保険相互会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、明治安田生命保険相互会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子法人等と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結財務諸表の作成方針

	当連結会計年度 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結される子会社および子法人等数 18 社          主要な連結される子会社および子法人等は、明治安田損害保険株式会社、明治安田アセットマネジメント株式会社、明治安田システム・テクノロジー株式会社、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited, StanCorp Financial Group, Inc.、Meiji Yasuda America Incorporated あります。</p> <p>当社の子会社および子法人等となった StanCorp Financial Group, Inc. 傘下 1 社について、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>主要な非連結の子会社および子法人等は、明治安田ライフプランセンター株式会社あります。</p> <p>非連結の子会社および子法人等は、総資産、売上高、当期損益および(利益) 剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1)持分法適用の非連結の子会社および子法人等数 0 社          (2)持分法適用の関連法人等数 9 社          主要な持分法適用の関連法人等は Founder Meiji Yasuda Life Insurance Co., Ltd.、PT Avrist Assurance、TU Europa S.A.、TUiR Warta S.A.、Thai Life Insurance Public Company Limited あります。</p> <p>(3)持分法を適用していない非連結の子会社および子法人等(明治安田ライフプランセンター株式会社ほか)ならびに関連法人等については、それぞれ連結損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>
3. 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項	連結される海外の子会社および子法人等の決算日は 12 月 31 日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. のれんの償却に関する事項	のれんおよびのれん相当額は、定額法により 20 年間で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

2020年度 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	1,210,322	保険契約準備金	36,266,398
コールローリング権	90,000	支払準備金	708,582
買入金銭債権	264,184	責任準備金	35,297,785
金銭の信託	170,522	社員配当準備金	260,030
有価証券	37,097,578	代理店借入債	3,628
貸付	4,937,975	再保険	802
有形固定資産	908,371	社債	666,866
土地	624,069	その他の負債	3,175,679
建物	273,028	債券貸借取引受入担保金	2,514,959
リース資産	315	その他の負債	660,720
建設仮勘定	3,653	退職給付に係る負債	8,317
その他の有形固定資産	7,304	価格変動準備金	851,195
無形固定資産	402,441	繰延税金負債	378,208
ソフトウエア	63,918	再評価に係る繰延税金負債	79,003
のれん	109,536	支払承諾	19,215
その他の無形固定資産	228,986	負債の部合計	41,449,317
代理店貸	1,560	(純資産の部)	
再保険貸	152,211	基本金	250,000
その他の資産	601,097	基金償却積立金	730,000
退職給付に係る資産	126,976	再評価積立金	452
繰延税金資産	2,180	連結剰余金	515,259
支払承諾見返金	19,215	基金等合計	1,495,712
貸倒引当金	△6,837	その他有価証券評価差額金	2,959,118
		繰延ヘッジ損益	28,261
		土地再評価差額金	118,183
		為替換算調整勘定	△89,185
		退職給付に係る調整累計額	15,714
		その他の包括利益累計額合計	3,032,091
		非支配株主持分	681
		純資産の部合計	4,528,485
資産の部合計	45,977,802	負債及び純資産の部合計	45,977,802

## 連結貸借対照表の注記

- 当社の保有する有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については連結会計年度末前1ヵ月の市場価格等の平均、それ以外（信託財産として運用している有価証券を含む）については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 当社は、個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

- デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

- 当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

- 当社の保有する有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。連結される海外の子会社および子法人等の有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。また、連結される海外の子会社および子法人等の資産、負債、収益および費用は、連結される海外の子会社および子法人等の決算日の為替相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

- 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は391百万円であります。

8. 退職給付に係る負債および資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。  
当社の退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10年
過去勤務費用の処理年数	10年

9. 当社および連結される国内の保険会社の価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。

なお、2009年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第26号）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

11. 当社の責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次的方式により計算しています。

- (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）  
(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

また、金融庁に認可を受けた算出方法書に基づき積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合に、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。この規定に基づき以下を積み立てております。

・変額保険契約および1995年9月2日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として2014年度において積み立てたもの

・1998年4月2日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として2017年度において積み立てたもの  
・1999年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約（上記の一時払個人年金保険契約を除く）を対象として、予定利率2.00%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を2020年度からの4年間にわたって積み立てることとしたもの

なお、2007年度より1996年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約を対象として、予定利率2.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を追加して積み立てておりましたが、当連結会計年度より、対象契約の拡大および予定利率の引き下げを行いました。

当連結会計年度から4年間にわたって積み立てを行いますが、積立初年度である当連結会計年度においては608,713百万円を積み立て、その結果、当連結会計年度末における積立所要額の89.3%まで積み立てております。また責任準備金に含まれる危険準備金364,016百万円を取崩して追加責任準備金の一部として充当しております。

なお、責任準備金の積立に際しては保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、将来収支分析及び第三分野保険のストレステスト等を実施して保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

一部の連結される海外の保険会社の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。

12. 当社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。なお、一部の連結される海外の子会社および子法人等の無形固定資産は、米国会計基準に基づく償却を行っております。

14. 当連結会計年度における金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社の保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサーブラスを健全性指標の一つとして捉え、サーブラスの変動性（リスク）に着目する

サープラス・マネジメント型ALMによっております。

当社は、この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。なお、一部の連結される海外の子会社および子法人等が投資する有価証券は、主として債券で保有しており、貸付金は、主に海外の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、主に、ヘッジ目的で利用しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、当社ならびに一部の連結される海外の子会社および子法人等が保有する有価証券は市場リスク（金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等）および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

当社ならびに一部の連結される海外の子会社および子法人等の社債のうち、外貨建のものは、為替の変動リスクに晒されております。

当社では、金利の変動リスクの管理に関しては、サーパラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、監視枠等を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社では、VaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルールの遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、リスク管理検証委員会に定期的に（緊急時は遅滞なく）報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融資検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先との与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

当社ならびに連結される子会社および子法人等では、金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融資産および金融負債に係る連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1,210,322	1,210,322	—
その他有価証券(譲渡性預金)	52,995	52,995	—
買入金銭債権	264,184	273,558	9,374
満期保有目的の債券	185,473	194,847	9,374
その他有価証券	78,711	78,711	—
金銭の信託	170,522	170,522	—
その他有価証券	170,522	170,522	—
有価証券	36,843,824	38,799,520	1,955,695
売買目的有価証券	1,731,803	1,731,803	—
満期保有目的の債券	3,753,345	4,389,597	636,252
責任準備金対応債券	10,648,522	11,967,965	1,319,442
その他有価証券	20,710,153	20,710,153	—
貸付金	4,937,975	5,159,899	221,923
保険約款貸付	211,058	211,058	—
一般貸付	4,726,917	4,948,840	221,923

貸倒引当金(*1)	△5,580	-	-
	4,932,395	5,159,899	227,504
社債	666,866	695,032	28,166
売現先勘定	101,346	101,346	-
債券貸借取引受入担保金	2,514,959	2,514,959	-
金融派生商品(*2)	(219,408)	(219,408)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(30,988)	(30,988)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(188,420)	(188,420)	-

(\*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法

##### ・資産

###### ①現金及び預貯金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しております。

###### ②買入金銭債権

買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しており、時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または取引相手先から入手した連結会計年度末日の時価等によっております。

###### ③金銭の信託

信託財産として運用している市場価格のある有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等によっております。

預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託は短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

###### ④有価証券

その他有価証券のうち市場価格のある国内株式については、連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等によっております。上記以外の有価証券については連結会計年度末日の市場価格等によっております。

なお、市場価格がない非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておらず、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、253,754百万円であります。また、当連結会計年度において、非上場株式等について470百万円減損処理を行っております。

###### ⑤貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価しております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。

なお、当社の破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

##### ・負債

###### ①社債

連結会計年度末日の情報ベンダーが提供する価格等によっております。

###### ②売現先勘定

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

###### ③債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

##### ・金融派生商品

①株価指数先物、債券先物等の取引所取引の時価については、連結会計年度末日の終値または清算価格等によっております。

②外国為替予約等の店頭取引の時価については、連結会計年度末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格または情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。

③金利スワップ取引の時価については、連結会計年度末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているた

め、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

①売買目的有価証券において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は45,148百万円であります。

②満期保有目的の債券のうち、信用状態の著しい悪化による当連結会計年度中の売却額は4,887百万円、売却損は112百万円であります。また、満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上 額を超えるもの	①国債・地方債等	3,245,561	3,812,541	566,980
	②社債	410,714	475,162	64,447
	③その他	266,823	281,115	14,292
	合計	3,923,099	4,568,819	645,720
時価が連結貸借対照表計上 額を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	2,991	2,991	△0
	③その他	12,727	12,633	△93
	合計	15,718	15,625	△93

(\*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

③責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当連結会計年度中の売却額は786,256百万円であり、売却益の合計額は6,220百万円、売却損の合計額は35,679百万円であります。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上 額を超えるもの	①国債・地方債等	7,637,948	8,953,434	1,315,486
	②社債	17,038	20,443	3,405
	③その他	631,053	682,972	51,918
	合計	8,286,040	9,656,850	1,370,809
時価が連結貸借対照表計上 額を超えないもの	①国債・地方債等	1,926,000	1,905,510	△20,489
	②社債	336	333	△2
	③その他	436,146	405,271	△30,874
	合計	2,362,482	2,311,115	△51,367

④その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は1,467,830百万円であり、売却益の合計額は92,309百万円、売却損の合計額は27,932百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取 得原価または償却原価を超 えるもの	(1)株式	1,408,942	4,410,200	3,001,258
	(2)債券	4,513,842	4,847,512	333,670
	①国債・地方債等	2,867,490	3,104,775	237,284
	②社債	1,646,351	1,742,737	96,385
	(3)その他	8,084,729	8,962,161	877,432
	合計	14,007,514	18,219,875	4,212,360
連結貸借対照表計上額が取 得原価または償却原価を超 えないもの	(1)株式	160,982	139,151	△21,831
	(2)債券	104,911	103,472	△1,439
	①国債・地方債等	20,165	20,034	△130
	②社債	84,746	83,437	△1,309
	(3)その他	2,644,618	2,549,883	△94,735
	合計	2,910,512	2,792,506	△118,005

(\*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

⑤上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式等について3,113百万円減損処理を行っております。

(注 3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金	1,210,263	—	—	—	—	—
買入金銭債権	69,990	—	—	—	—	194,194
金銭の信託	15,900	—	—	—	—	—
貸付金(*)	475,712	752,768	706,359	535,644	859,310	1,396,872
有価証券	1,404,433	2,251,639	1,330,784	2,400,737	4,881,792	15,920,794
満期保有目的の債券	189,347	393,955	552,273	455,522	90,164	2,069,280
責任準備金対応債券	1,149	112,823	27,687	312,772	2,025,835	8,168,253
その他有価証券のうち満期があるもの	1,213,937	1,744,860	750,823	1,632,441	2,765,791	5,683,259
合計	3,176,300	3,004,407	2,037,143	2,936,382	5,741,103	17,511,860

(\*)貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない249百万円は含めておりません。

(\*)貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注 4) 社債、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	—	26,131	—	—	—	640,735
売現先勘定	101,346	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入 担保金	2,514,959	—	—	—	—	—
合計	2,616,306	26,131	—	—	—	640,735

15. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しております、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は616,753百万円、時価は939,064百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

16. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、23,159百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は4,799百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額26百万円、延滞債権額364百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は18,360百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

17. 有形固定資産の減価償却累計額は、468,988百万円であります。

18. 一部の連結される海外の子会社および子法人等が資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額は次のとおりであります。

貸付金 2,372百万円

19. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、719,161百万円であります。

なお、同勘定の負債の額も同額であります。

20. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高	245,988 百万円
前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額	148,874 百万円
当連結会計年度社員配当金支払額	134,950 百万円
利息による増加等	117 百万円
当連結会計年度末現在高	260,030 百万円

21. 担保に供されている資産の額は、現金及び預貯金 327 百万円、有価証券 37,024 百万円、貸付金 123,610 百万円であります。

22. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸取引による有価証券を含む）の連結貸借対照表価額は 4,068,010 百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の連結貸借対照表価額は 100,242 百万円であります。

23. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、77,182 百万円であります。

24. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債 640,735 百万円を含んでおります。

25. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における今後の負担見積額は 45,929 百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

26. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。  
一部の連結される海外の子会社および子法人等は、確定給付制度および確定拠出制度を設けております。  
なお、一部の連結される子会社および子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	332,076 百万円
勤務費用	9,390 百万円
利息費用	4,439 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	8,876 百万円
退職給付の支払額	△19,206 百万円
過去勤務費用の当期発生額	△335 百万円
その他	△3,904 百万円
期末における退職給付債務	331,337 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	389,876 百万円
期待運用収益	6,924 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	68,736 百万円
事業主からの拠出額	1,799 百万円
退職給付の支払額	△13,924 百万円
その他	△3,416 百万円
期末における年金資産	449,995 百万円

③退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	322,246 百万円
年金資産	△449,995 百万円
非積立型制度の退職給付債務	△127,749 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,090 百万円
退職給付に係る負債	△118,658 百万円
退職給付に係る資産	8,317 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△126,976 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△118,658 百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	9,390 百万円
利息費用	4,439 百万円
期待運用収益	△6,924 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△5,395 百万円

過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,391 百万円
その他	△145 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	△26 百万円
<b>⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳</b>	
その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
数理計算上の差異	54,788 百万円
過去勤務費用	△1,056 百万円
合計	53,732 百万円
その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
未認識数理計算上の差異	13,111 百万円
未認識過去勤務費用	9,494 百万円
合計	22,606 百万円
<b>⑥年金資産の主な内訳</b>	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。	
債券	5.6%
株式	31.7%
生命保険一般勘定	29.0%
共同運用資産	24.3%
投資信託	3.9%
現金及び預金	1.7%
その他	3.8%
合計	100.0%

年金資産合計には、退職給付信託が 45.4% 含まれております。

#### ⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

#### ⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社ならびに一部の連結される海外の子会社および子法人等の主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	
国内	0.9%
海外	2.3～2.5%
長期期待運用収益率	
国内	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%
海外	2.6～6.3%

#### (3) 確定拠出制度

当社ならびに連結される子会社および子法人等の確定拠出制度への要拠出額は、3,915 百万円であります。

27. 非連結の子会社および子法人等ならびに関連法人等の株式等は、205,549 百万円であります。

28. 繰延税金資産の総額は、843,764 百万円、繰延税金負債の総額は、1,209,924 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、9,868 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 509,382 百万円および価格変動準備金 237,889 百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 1,102,712 百万円であります。

当連結会計年度における法定実効税率は 27.96% であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△25.25% であります。

29. 会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第 31 号）に基づいて識別した重要な会計上の見積りは以下の通りです。

(1) StanCorp Financial Group, Inc.（以下、「StanCorp」という。）の支払備金

##### ①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表の「支払備金」に 575,256 百万円計上しております。また、団体保険事業に係る長期就業不能者の将来給付に対する支払備金が重要な割合を占めております。

##### ②会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

StanCorp の支払備金は、米国会計基準に基づき同社の貸借対照表日時点における未払保険金及び関連費用の現在価値の見積りに基づき算出した額を計上しております。当該支払備金について、積立額の適切性を毎期評価し、この評価においては、給付終了率等の主要な仮定が使用されております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌連結会計年度の連結財務諸表において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) StanCorp の買収時に計上したのれんの減損

①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表の「のれん」に、109,536百万円を計上しております。また、団体保険事業に係るのれんが重要な割合を占めております。

②会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

StanCorp の買収に係るのれんは、米国会計基準に基づき StanCorp の連結財務諸表に計上され、同社において減損の判定が行われております。のれんの減損の判定にあたっては、米国会計基準に基づき減損の兆候判定を行い、当該のれんを含む事業の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が 50%超であるかどうかについての定性的要因の評価に加えて、業績予測を基礎とした定量的な評価を実施しております。この判定には保険料収入の伸び率、保険金給付率等の主要な仮定を使用しております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌連結会計年度の連結財務諸表において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、判定の結果、減損損失は計上しておりません。

(3) StanCorp の買収時に計上した保有契約価値の減損

①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表の「その他の無形固定資産」に、保有契約価値の残高 42,978百万円を計上しております。また、個人就業不能保険事業に係る保有契約価値が重要な割合を占めております。

②会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

連結される海外の子会社および子法人等の買収に係る保有契約価値は、StanCorp の買収日時点で保有している保険契約から得られる将来の利益の見積現在価値であり、米国会計基準に基づき、同社の連結財務諸表に計上されております。保有契約価値の算出には、給付発生率、給付終了率等の主要な仮定を使用しております。また保有契約がもたらす保険料収入やその契約期間等に基づき一定期間にわたり償却しております。

また、上記の仮定が悪化した場合、追加の責任準備金の計上に先立ち、保有契約価値の減価相当額が損失計上される可能性があります。このため、この評価は、責任準備金の積み立ての十分性に関する判断と一体で検討を行います。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌連結会計年度の連結財務諸表において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、判定の結果、減損損失は計上しておりません。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号）を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

30. 前連結会計年度において「その他負債」に含めて表示しておりました「債券貸借取引受入担保金」の重要性が増したため、当連結会計年度より「その他負債」の内訳を区分記載しております。

2020年度（2020年4月1日から  
2021年3月31日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(1)連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	4,028,693
保 险 料 等 収 入	2,669,358
資 産 運 用 収 益	1,263,411
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	906,130
金 錢 の 信 託 運 用 益	1,825
有 価 証 券 売 却 益	98,530
有 価 証 券 償 返 益	133,300
為 替 差 益	44,445
そ の 他 運 用 収 益	3,197
特 別 勘 定 資 産 運 用 益	75,981
そ の 他 経 常 収 益	95,923
経 常 費 用	3,799,698
保 险 金 等 支 払 金	2,542,415
保 険 年 金	642,535
給 付 金	663,129
解 約 金	515,164
そ の 他 戻 金	582,654
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	138,930
支 払 備 金 繰 入 額	305,044
責 任 準 備 金 繰 入 額	11,014
社 員 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額	293,947
資 産 運 用 費 用	82
支 払 利 息	306,162
有 価 証 券 売 却 損	43,401
有 価 証 券 評 価 損	63,723
有 価 証 券 償 返 損	3,583
金 融 派 生 商 品 費 用	78,895
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	78,612
賃 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費 用	2,867
そ の 他 運 用 費 用	10,006
事 業 費 用	25,071
そ の 他 経 常 費 用	489,678
そ の 他 経 常 費 用	156,398
経 常 利 益	228,994
特 別 利 益	386
固 定 資 産 等 处 分 益	385
偶 発 損 失 引 当 金 戻 入 額	1
特 別 損 失	31,598
固 定 資 産 等 处 分 損	6,361
減 値 損	2,262
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	17,604
不 動 產 圧 縮 損	325
社 會 厚 生 事 業 増 進 助 成 金	661
そ の 他 特 別 損 失	4,383
税 金 等 調 整 前 当 期 純 剰 余	197,782
法 人 税 及 び 住 民 税 等	57,904
法 人 税 等 調 整 額	△48,923
法 人 税 等 合 計	8,981
当 期 純 剰 余	188,801
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 剰 余	60
親 会 社 に 帰 属 す る 当 期 純 剰 余	188,740

## 連結損益計算書の注記

1. 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

当社の保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生しているものと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

### (追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号）を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

2. その他特別損失は、新型コロナウイルス感染症による、緊急事態宣言の発令を受けた営業活動の自粛による営業職員に対する給与補償費、およびシステム開発委託案件にかかる開発中止費用等であります。

3. 当連結会計期間における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

#### (1) 資産のグループピング方法

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等ごとに1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

#### (2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

#### (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用 途	件 数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物 等	計
賃貸不動産等	3 件	625	1,415	2,040
遊休不動産等	6 件	129	91	221
合 計	9 件	755	1,507	2,262

#### (4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については主に見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを1.87%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。

## (2) 連結包括利益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
当 期 純 剰 余	188,801
そ の 他 の 包 括 利 益	948,034
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	965,043
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△17,181
為 替 換 算 調 整 勘 定	△33,286
退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	38,532
持 分 法 適 用 会 社 に 対 す る 持 分 相 当 額	△5,073
包 括 利 益	1,136,835
親 会 社 に 係 る 包 括 利 益	1,136,774
非 支 配 株 主 に 係 る 包 括 利 益	60

## 連結包括利益計算書の注記

### 1. その他の包括利益の内訳

#### その他有価証券評価差額金

当期発生額	1,463,056 百万円
組替調整額	△128,405 百万円
税効果調整前	1,334,650 百万円
税効果額	△369,607 百万円
その他有価証券評価差額金	965,043 百万円

#### 繰延ヘッジ損益

当期発生額	△19,503 百万円
組替調整額	△4,346 百万円
税効果調整前	△23,849 百万円
税効果額	6,668 百万円
繰延ヘッジ損益	△17,181 百万円

#### 為替換算調整勘定

当期発生額	△33,286 百万円
組替調整額	—
税効果調整前	△33,286 百万円
税効果額	—
為替換算調整勘定	△33,286 百万円

#### 退職給付に係る調整額

当期発生額	54,196 百万円
組替調整額	△464 百万円
税効果調整前	53,732 百万円
税効果額	△15,199 百万円
退職給付に係る調整額	38,532 百万円

#### 持分法適用会社に対する持分相当額

当期発生額	△4,835 百万円
組替調整額	△238 百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	△5,073 百万円
その他の包括利益合計	948,034 百万円

## 2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結キャッシュ・フロー計算書

(単位: 百万円)

### 連結キャッシュ・フロー計算書の注記

1. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、手許現金、隨時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から 3 カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表上に記載されている科目的金額との関係は次のとおりであります。

現金及び預貯金	1,210,322 百万円
預入期間が 3 カ月を超える定期預金	△67,616 百万円
コールローン	90,000 百万円
取得日から 3 カ月以内に償還期限の到来する買入金銭債権	69,990 百万円
信託期間が 3 カ月以内の金銭の信託	15,900 百万円
取得日から 3 カ月以内に償還期限の到来する有価証券	132 百万円
現金及び現金同等物	1,318,728 百万円

**2020年度（2020年4月1日から  
2021年3月31日まで）連結基金等変動計算書**

(単位:百万円)

	基 金 等					その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純資産 合計
	基 金	基 金償却 積立金	再評価 積立金	連 結 剩 余 金	基 金等 合 計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土 地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合計		
当期首残高	250,000	730,000	452	475,912	1,456,365	1,993,002	45,187	118,421	△49,497	△22,818	2,084,295	700	3,541,362
当期変動額													
社員配当準備金の積立				△148,874	△148,874								△148,874
基金利息の支払				△757	△757								△757
親会社に帰属する当期純剰余				188,740	188,740								188,740
土地再評価差額金の取崩				238	238								238
基金等以外の項目の当期変動額 (純額)						966,115	△16,926	△238	△39,687	38,532	947,795	△19	947,776
当期変動額合計	—	—	—	39,346	39,346	966,115	△16,926	△238	△39,687	38,532	947,795	△19	987,122
当期末残高	250,000	730,000	452	515,259	1,495,712	2,959,118	28,261	118,183	△89,185	15,714	3,032,091	681	4,528,485

## 内部統制報告書

2021年5月10日

明治安田生命保険相互会社

代表執行役社長

根岸 秋男



### 1. 財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項

私は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準じて財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 2. 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2021年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。ただし、本評価は、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成した連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記のみを財務報告の範囲としており、金融商品取引法に基づく連結財務諸表及び有価証券報告書を対象としていない。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びにその連結対象及び持分法適用となる法人等（会社及び連結子法人等）について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観

点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子法人等を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子法人等16社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の指標の金額が高い拠点から合算していく、指標の概ね2/3に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」とした。具体的には、会社の事業を経営管理の実態として、個人保険・個人年金保険、団体保険、団体年金保険、その他の保険、資産運用に係る拠点の5つに分け、これに連結子法人等を加えた事業拠点のうち、会社の個人保険・個人年金保険、団体年金保険、資産運用に係る拠点の3事業拠点を「重要な事業拠点」とした。なお、指標については、連結経常収益から会社のその他経常収益を控除したものとした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として保険料等収入、保険金等支払金、有価証券、一般貸付金及び保険契約準備金に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

### 3. 評価結果に関する事項

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

### 4. 付記事項

該当事項なし。

### 5. 特記事項

この内部統制報告書は金融商品取引法第24条の4の4第1項及び第2項の適用のない生命保険会社における任意の財務報告に係る内部統制報告書である。

以上